

総社市告示第80号

総社市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年総社市告示第63号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(支給額)</p> <p>第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者1人につき<u>6,000円</u>とする。</p> <p>(代理による申請)</p> <p>第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。</p> <p>(1) <u>平成27年1月1日</u>（以下「基準日」という。）時点での申請者の属する世帯の世帯構成者</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(不当利得の返還)</p> <p>第11条 市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った臨時福祉給付金の返還を求めるものとする。</p>	<p>(支給額)</p> <p>第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者1人につき<u>1万円</u>とする。</p> <p><u>2 支給対象者のうち、別記2に掲げる者については、1人につき前項の額に5千円を加算する。</u></p> <p>(代理による申請)</p> <p>第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。</p> <p>(1) <u>平成26年1月1日</u>（以下「基準日」という。）時点での申請者の属する世帯の世帯構成者</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(不当利得の返還)</p> <p>第11条 市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った臨時福祉給付金<u>（次項において「不当利得」という。）</u>の返還を求めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>別記（第2条及び第8条関係）</p> <p>1 支給対象者</p> <p>下記の支給対象者に対して、<u>臨時福祉給付金を1人につき6,000円支給する。</u></p> <p>(1) 臨時福祉給付金は、次の①から⑤までのいずれかの要件に該当し、かつ、⑥の要件に該当する者であって、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において臨時福祉給付金が支給されていない者に支給する。</p> <p>① <u>平成27年1月1日</u>（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>②～③ 略</p> <p>④ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次の⑤において同じ。）であり、かつ、基準日以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（<u>平成9年1月3日以降に生まれた者</u>）をいう。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者（<u>平成7年1月3日以降に生まれた者</u>）をいう。以下同じ。）であって、その入所等している施設等が市に所在しているもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は</p>	<p><u>2 市長は、不当利得が加算分のみである場合は、支給を行った加算分の臨時福祉給付金の返還を求めるものとする。</u></p> <p>別記（第2条及び第8条関係）</p> <p>1 支給対象者</p> <p><u>臨時福祉給付金は、</u>下記の支給対象者に支給する。</p> <p>(1) 臨時福祉給付金は、次の①から⑤までのいずれかの要件に該当し、かつ、⑥の要件に該当する者であって、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において臨時福祉給付金が支給されていない者に支給する。</p> <p>① <u>平成26年1月1日</u>（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>②～③ 略</p> <p>④ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次の⑤において同じ。）であり、かつ、基準日以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（<u>平成8年1月3日以降に生まれた者</u>）をいう。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者（<u>平成6年1月3日以降に生まれた者</u>）をいう。以下同じ。）であって、その入所等している施設等が市に所在しているもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設</p>

改正後	改正前
<p>児童自立支援施設に通う者並びに2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定<u>発達支援医療機関</u>への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは<u>環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったこと</u>に伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の<u>基準日において</u>満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。）</p> <p>ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により<u>障害者総合支援法</u>に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）</p> <p>エ 略</p> <p>オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業に<u>おける住居</u>に入居している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）</p> <p>カ 略</p> <p>⑤ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に市に避難し、配偶者と生計を別にしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であつて、基準日において市にその住民票を移しておらず、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等</p>	<p>に通う者並びに2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。）</p> <p>ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により<u>同法</u>に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）</p> <p>エ 略</p> <p>オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業に入居している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）</p> <p>カ 略</p> <p>⑤ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に市に避難し、配偶者と生計を別にしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であつて、基準日において市にその住民票を移しておらず、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等</p>

改正後	改正前
<p>に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（<u>配偶者からの暴力を理由に避難している者</u>にあっては、同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあっては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令。）が出されていること。</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>⑥ <u>平成27年度分</u>の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。</p> <p>① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から<u>平成27年10月1日</u>までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。）</p> <p>② <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この②において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から<u>平成27年10月1日</u>までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。）</p> <p>③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から<u>平成27</u></p>	<p>に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあっては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令。）が出されていること。</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>⑥ <u>平成26年度分</u>の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。</p> <p>① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から<u>同年3月31日</u>までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。）</p> <p>② <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この②において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から<u>同年3月31日</u>までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。）</p> <p>③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から<u>同年3月</u></p>

改正後	改正前
<p>年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)</p> <p>④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この④において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）</p> <p>(3)及び(4)略</p> <p>(5) 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において市にその住民票を移しておらず、(1)⑤アの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たものについては、(1)⑥の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。</p> <p>ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき臨時福祉給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。</p> <p>(6) 基準日において、次の①又は②のいずれかに該当する者については、(1)⑥の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。</p> <p>① 障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障がい者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）</p> <p>② 高齢者（基準日において65歳以上の者（昭和25年1月2日以前に生まれた者。）をいう。）のうち、養護者（高齢者虐待の防止、高</p>	<p>31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)</p> <p>④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この④において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていたとき及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護が廃止され、又は停止されたときを除く。）</p> <p>(3)及び(4)略</p> <p>(5) 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において市にその住民票を移しておらず、(1)⑤アの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たものについては、(1)⑥の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。</p> <p>ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。</p> <p>(6) 基準日において、次の①又は②のいずれかに該当する者については、(1)⑥の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。</p> <p>① 障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障がい者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下この①において「障害者虐待防止法」という。）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、障害者虐待防止法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）</p> <p>② 高齢者（基準日において65歳以上の者（昭和24年1月2日以前に生まれた者。）をいう。）のうち、養護者（高齢者虐待の防止、高</p>

改正後	改正前
<p>齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、<u>同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）</u></p>	<p>齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下この②において「<u>高齢者虐待防止法</u>」という。）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、<u>高齢者虐待防止法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）</u></p> <p><u>（第4条関係）</u></p> <p><u>2 加算の対象者</u></p> <p><u>支給対象者のうち、次のいずれかに該当する者には加算をする。</u></p> <p><u>① 平成26年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける者（同年4月分又は同年5月分の次のいずれかの年金の受給者に限る。）</u></p> <p><u>ア 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による老齢基礎年金（繰上げ支給によるものを含む。）、障害基礎年金又は遺族基礎年金</u></p> <p><u>イ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条、附則第78条及び附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法、旧厚生年金保険法及び旧船員保険法の規定による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金、遺児年金、寡婦年金、通算遺族年金又は特例遺族年金</u></p> <p><u>ウ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金</u></p> <p><u>エ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第3条、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた退職年金、船員通算老齢年金、減額退職年金、実期間遺族年金、通算退職年金、船員老齢年金、障害年金、船員障害年金、遺族年金、寡婦年金、通算遺族年金、船員遺族年金又は船員通</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>算遺族年金</u></p> <p>② <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の平成26年1月分の受給者</u></p> <p>③ <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当，障害児福祉手当及び特別障害者手当の平成26年1月分の受給者</u></p> <p>④ <u>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による福祉手当の平成26年1月分の受給者</u></p> <p>⑤ <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当，特別手当，原子爆弾小頭症手当，健康管理手当，保健手当及び家族介護手当（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第18条第2項第2号に規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年1月分の受給者</u></p> <p>⑥ <u>毒ガス障害者救済対策事業の実施について（昭和59年4月10日付け衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知。以下この⑥において「局長通知」という。）による特別手当，健康管理手当，保健手当及び家族介護手当（局長通知の別紙「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」第27項第2号イに規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年1月分の受給者</u></p> <p>⑦ <u>ガス障害者に対する特別手当等支給要綱（昭和44年12月10日蔵計第4347号。以下この⑦において「要綱」という。）の規定による特別手当，健康管理手当，保健手当及び家族介護手当（要綱第3条第3項(2)に規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年1月分の受給者</u></p> <p>⑧ <u>予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による健康被害救済給付金（障害児養育年金，障害年金及び遺族年金に限る。）の平成26年1月分の受給者</u></p> <p>⑨ <u>新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成21年法律第98号）の規定による健康被害救済給付金（障害児養育年金，障害年金及び遺族年金に限る。）の平成26年1月分の</u></p>

改正後	改正前
	<p>受給者</p> <p>⑩ <u>独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）の規定による副作用救済給付（障害年金，障害児養育年金及び遺族年金に限る。）又は感染救済給付（障害年金，障害児養育年金及び遺族年金に限る。）の平成26年1月分の受給者</u></p>

附 則

この告示は，公布の日から施行する。